

令和6年1月30日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会  
会 長 太 田 正



水道料金のあり方について（答申）

令和5年7月27日付け経第124号で諮問のありましたこのことについては、当審議会  
会で慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 安全で安定した水の供給と水道料金

水道事業の経営にあたっては、公営による企業として経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。また、事業の運営に係る経費については、法に定められた経費負担の原則に基づき、水道を利用している者が料金として負担するものとされており、その料金は、公正かつ妥当なもので、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保できるものであることとされている。

一方、現行の水道料金は、平成14年4月1日に当時の物価や経営の状況に基づいて設定されたものであり、近年、水需要の減少に伴う水道料金収入の減少、物価の上昇等に伴う維持管理費や更新事業費の増加が続く中で、令和4年度決算では、平成13年度以来の純損失を計上している。財政推計によれば、現行の料金水準では今後も損失が見込まれており、運転資金についても令和9年度にはマイナスとなり事業の継続が困難となる見込みである。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであり、利用者にとっては欠くことのできないものであることから、安全な水の安定供給が求められる。企業としての経済性を発揮し、安価な水道料金を維持することは事業者としての責務であるが、このことは将来にわたって安全で安定した水の供給を継続していくことを前提としたものである。

以上の状況を鑑みたとき、ライフラインとしての水道事業を将来にわたって安定的に経営するため、また、一部経費を除き事業運営に係る経費は利用者が料金により負担する原則からも、水道料金を適正な水準まで引き上げるべきである。

## 2 料金改定時期及び算定期間

水道料金の改定時期については、財源不足によって水道事業の運営が困難となることのないように、速やかに実施すべきである。その上で、利用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、令和7年4月を改定時期とすることが妥当である。

また、料金算定期間については、水道料金の公共料金としての性質を踏まえ、安定性と経費予測の確実性を保つため、令和7年度から令和10年度までの4年間とすることとし、今後の事業の進捗を踏まえた次の料金改定の検討についても、令和9年度までに実施することが妥当である。

## 3 料金平均改定率及び体系

水道料金の平均改定率については、財源不足を招くことのない健全な経営を維持するとともに、災害時等の事業継続を考慮し年間を通して適正な運転資金を確保する必要があることから、料金算定期間である4年間における料金収入総額を現行から36%引き上げることが妥当である。

また、料金体系については、利用者間の負担の公平を図りつつ、小口利用者の負担軽減を考慮し、大口径の基本料金を除いて一律の改定とすることが妥当である。よって、改定後の水道料金体系（料金表）及び1か月あたりの請求額については、下表のとおりとなる。

料金表（1か月あたり、税抜）

現行				改定後			
基本料金（メーター 1個あたり）		従量料金 （1 m <sup>3</sup> あたり）		基本料金（メーター 1個あたり）		従量料金 （1 m <sup>3</sup> あたり）	
口径	金額	水量区分	金額	口径	金額	水量区分	金額
13mm	300円	1 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	90円	13mm	590円	1 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	124円
20mm	600円	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	145円	20mm	890円	21 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	179円
25mm	1,000円	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	240円	25mm	1,290円	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	274円
30mm	1,800円	101 m <sup>3</sup> 以上	310円	30mm	2,100円	101 m <sup>3</sup> 以上	344円
40mm	3,900円			40mm	4,500円		
50mm	6,900円			50mm	7,900円		
75mm	18,200円			75mm	21,000円		
100mm	33,000円			100mm	38,000円		
125mm以上	別に管理者 が定める額			125mm以上	別に管理者 が定める額		

料金請求額（1か月あたり、税抜）

口径	利用水量（m <sup>3</sup> ）	現行料金	改定後料金
13mm	20 m <sup>3</sup>	2,100 円	3,070 円
20mm	20 m <sup>3</sup>	2,400 円	3,370 円
25mm	40 m <sup>3</sup>	5,700 円	7,350 円
30mm	100 m <sup>3</sup>	19,950 円	23,650 円
40mm	200 m <sup>3</sup>	53,050 円	60,450 円
50mm	300 m <sup>3</sup>	87,050 円	98,250 円
75mm	500 m <sup>3</sup>	160,350 円	180,150 円
100mm	600 m <sup>3</sup>	206,150 円	231,550 円

4 附帯意見

(1) 施設の老朽化について

水道は利用者の生活に直結した重要なライフラインであり、近年の頻発する災害下においてより重要性を増している。一方で、昭和37年に給水を開始した水道施設は老朽化が進み、本格的な更新の時期を迎えている。更新事業にあたっては、耐震性の向上に努めるとともに、補助金を最大限に活用するなど限りある財源を有効に使用し、将来にわたって安定した水道事業を継続できるよう計画的に取り組まれない。

(2) 経営の効率化について

施設の維持管理費用など経費の増加に対する財源の不足に対しては、料金の改定のみならず、「四街道市水道事業経営戦略」に掲げられた経営効率化に関する取り組みなどを推進することで、より一層の持続可能かつ効率的な経営に努められない。

(3) 利用者への広報及び広聴について

この度の料金改定は、ライフラインとしての水道を維持するためにやむを得ないものであるとはいえ、諸物価高騰により市民生活が圧迫されるなかで実施されることから、十分な周知と併せて利用者の理解と協力が不可欠である。水道料金の改定の際だけでなく、常日頃から経営や施設の状況等について十分な広報及び広聴を行い、双方向のコミュニケーションを確保するよう努められない。

(4) 福祉的な観点について

料金改定が利用者の生活等に与える影響を鑑みて、市として、生活困窮者への配慮に努められない。